

財務省告示第百七十四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十八年三月二十七日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十八年四月七日

財務大臣 谷垣 禎一

一	名称及び記号	利付国庫債券（五年）（第五十四回）
二	発行の根拠	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一条第一項
三	振替法の適用等	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣から年金資金運用基金に寄託された資金による引受け
五	発行行額	額面金額で九百八十三億円
六	払込金額	九百八十四億七千六百九十四万円
七	最低額面金額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

九 発行日
 十 行 価
 十 利 率
 一 経 過 利 子
 二 の 払 込 み

平成十八年三月二十七日
 額面金額百円につき百円十八銭
 年一パーセント
 年金資金運用基金理事長は、払
 込金額に加え、次の算式により
 算出した金額を第十八号に規定
 する期日に払い込むものとす
 る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.1}{100} \times \frac{7}{365}}$$

十三 初期利子
 十四 第二期以後の利子
 十五 償還金額
 十六 償還期限
 十七 元利支額
 十八 払込期日

平成十八年九月二十日を支払期
 とし、次の算式により算出した
 金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う（以下、
 次号及び第十五号において規定
 する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.1}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期以後の利子
 十五 償還金額
 十六 償還期限
 十七 元利支額
 十八 払込期日

毎年三月二十日及び九月二十日
 を支払期とし、各支払期におい
 て、その日以前六月間に属する
 利子を支払う。
 平成二十三年三月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行
 平成十八年三月二十七日